

平成 25 年度の発がん性試験結果の評価について

労働安全衛生法第 57 条の 5 の規定に基づき国が委託実施した 2 物質 (N,N - ジメチルアセトアミド、4 - tert - ブチルカテコール) の発がん性試験の結果について、平成 25 年度の「化学物質のリスク評価検討会」の「有害性評価小検討会」において評価を行った。

N,N - ジメチルアセトアミドのラット・マウスを用いた吸入ばく露による発がん性試験結果の評価

- 平成 25 年 5 月 2 日開催の第 1 回有害性評価小検討会において評価を行った。
- N,N - ジメチルアセトアミドは、雄ラット及び雌雄マウスに対して発がん性が認められると評価された。一方、雌ラットに対する発がん性は認められないと評価された。
- また、N,N - ジメチルアセトアミドの変異原性については、様々な試験が実施され、その結果が陽性のものと陰性のものとがあり、変異原性の有無は判断できないとされた。
- なお、雄ラット、雌雄マウスのいずれにおいても、腫瘍の有意な発生増加が認められたのは最高用量のみであったが、N,N - ジメチルアセトアミドは変異原性の有無が判断できないことから、安全側を考慮し、健康障害を防止するための指針(がん原性指針)の対象とすべきとされた。
- さらに、N,N - ジメチルアセトアミドについては、経皮吸収を考慮した対策が必要であるとされた。

N,N - ジメチルアセトアミドについては、平成 25 年 10 月 1 日付けで「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」(がん原性指針)を公表済み。

4 - tert - ブチルカテコールのラット・マウスを用いた経口投与(混餌)による発がん性試験結果の評価

- 平成 25 年 12 月 6 日開催の第 2 回有害性評価小検討会において評価を行っ

た。

- 4 - tert - ブチルカテコールは、雌雄ラット及び雄マウスに対して発がん性が認められると評価された。一方、雌マウスに対する発がん性は認められないと評価された。
- また、4 - tert - ブチルカテコールの変異原性については、エームス試験等は陰性であるが、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験が強い陽性を示していることから、変異原性を有すると判断された。
- なお、雌雄ラット、雄マウスのいずれにおいても、腫瘍の有意な発生増加が認められたのは最高用量のみであったが、4 - tert - ブチルカテコールは変異原性を有することから、健康障害を防止するための指針(がん原性指針)の対象とすべきとされた。